

福生市教育委員会会議録

平成26年第11回定例会

- 1 開催年月日 平成26年11月21日（金）
- 2 開始時刻 午前10時00分
- 3 終了時刻 午前11時06分
- 4 場 所 第二棟4階 第1委員会室
- 5 出席委員 委 員 長 平 野 裕 子
委員長職務代理者 渡 辺 浩 行
委 員 徳 永 喜 昭
委 員 加 藤 孝 子
教 育 長 川 越 孝 洋
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 次 長 天 野 幸 次
参事兼指導室長 石 田 周
参事兼学校給食課長 鳥 越 裕 之
庶 務 課 長 町 田 和 子
生涯学習推進課長 高 橋 清 樹
スポーツ推進課長 横 倉 成 昭
公 民 館 長 萩 原 晴 男
図 書 館 長 柿 田 芳 久
指 導 主 事 森 保 亮
- 8 傍聴人 1名

9 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第42号 福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について

日程第 4 議案第43号 平成26年度福生市一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

日程第 5 議案第44号 平成26年度福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について

日程第 6 報告第36号 災害時対応施設整備事業の進捗状況について

日程第 7 報告第37号 福生市立学校教育管理職の人事異動方針について

日程第 8 協議事項4 福生市教育振興基本計画（案）について

日程第 9 その他報告事項

午前10時00分 開会

委員長 それでは、ただいまから平成26年第11回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、日程についてお諮りいたします。日程第7、報告第37号、福生市立学校教育管理職の人事異動方針につきましては、学校管理職人事案件のため、福生市教育委員会会議規則第8条の規定に基づき、これを公開しない会議とし、日程第9、その他報告事項の後に報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。

よって、報告第37号は公開しない会議とし、日程第9、その他報告事項の後に報告することといたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、加藤孝子委員の両名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告。

教育長から報告願います。

教育長 改めまして、おはようございます。定例会への御参集ありがとうございます。本日は、来月2日からの市議会第4回定例会を控えておりまして、若干早目の会議となっております。従いまして、案件も報告事項も少なくなっておりますが、福生市教育振興基本計画の修正後期の改定につきまして若干お時間をいただきたいと考えておりますので、後ほど御審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、報告メモに基づいて御報告申し上げます。

まず、1点目でございますが、教育委員会連合会の第4ブロック研修が11月4日に行われました。研修のテーマは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正の背景と今後の教育委員会のあり方でございます。講師の先生も中央教育審議会の教育制度部会の部会長が講師として来られ、大変有意義な研修でございました。改めて教育委員会としての責任と自覚、そして、今後、教育委員会としてあらねばならない姿、あるいはその法令の解釈と各自治体で整備すべき規則等の解説をいただいたところでございます。市議会にも御説明をさせていただいておりますが、今後は、市長の

御判断をいただきながら、順次進めてまいらねばならない大変重要な案件であるという認識をしているところでございます。

続きまして、学校教育関係でございます。各学校におきましては、年間の恒例行事が順次行われておりまして、現在の学校の教職員、あるいは児童・生徒の安定した、充実した前向きな生活の様子が見てとれます。それぞれ大変期待感のあるすばらしい内容でございます。特に昨日11月20日、福生第三小学校において東京都教育委員会の事業でございますオリンピック、パラリンピアン为学校派遣事業、夢と未来と世界を結ぶ一日校長先生ということで、これにつきましては委員の参加が私だけでございましたので、御報告をさせていただきます。

これにつきましては、東京都で行っております事業でございます。このたび福生第三小学校に陸上競技、オリンピックの銅メダリストであります高平慎士選手に來校していただき、子どもたちと一日過ごしていただきました。その様子につきまして、NHKを初め報道各社から取材を受けまして、NHK総合の3時のニュース枠で放映していただきました。子どもたちにとって、夢と希望あふれる、そしてまた運動の楽しさ、あるいは正しい走り方等の実演指導をいただきまして、大変有意義な一日でございました。最初のオープニングで、第三小学校恒例の児童の和太鼓を披露して、高平選手にも大変喜んでいただきました。また、市長にも御來場いただきまして、感謝の言葉をいただいたということでございます。あわせて御報告をさせていただきます。

また、本日、東京都の中学校駅伝につきまして激励会を開催する予定でございます。今年は新調したユニホームということでございまして、市長より激励をいただき、子どもたちの頑張りをより促すことができると考えております。この駅伝についても年々子どもたち、あるいは教職員の努力でかなり力をつけてきておりまして、ふるさと福生の誇りをつないでくれるものと確信いたしております。教育委員各位におかれましては、ぜひ大所高所からの御支援をいただければと思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

続きまして、社会教育関係でございます。市の動向とあわせまして、市民文化祭も例年どおり活発に、また市民の文化の向上に資するすばらしい内容であったと感じております。天候に恵まれ、所期の目的を果たしていることを大変うれしく思った次第でございます。

続きまして、前回報告をいたしておりますが、福生第一中学校おやじの

会の東京都の学校活動支援団体表彰についてでございます。東京都教育の日に表彰式が行われまして、東京都教育長から表彰をいただいたところでございます。その後、おやじの会の方々が、市長へ報告にいらっしやいました。市長からも改めて感謝と期待の言葉をいただいたところでございます。

それから、その他でございますが、今年はまた児童・生徒の活躍がございまして、明るい選挙ポスターコンクールで東京都に上位入賞3点、また、団体表彰で福生第六小学校が表彰を受けました。市内小・中学校からかなりの数でこのコンクールに参加をしております、民主主義の根幹をなす、こういったコンクールに積極的に参加している本市の子どもたちを大変誇りに思いますとともに、その内容も学習の成果が出ていて、成長を大きく感じるものでございます。

以上、今月の教育長報告とさせていただきます。

委 員 長

教育長からの報告は終わりました。

質問がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第42号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長

それでは、日程第3、議案第42号、福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明させていただきます。

まず、提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

教育長の給与につきましては、本条例で定められておりますが、今回の一部改正では期末手当の支給割合を東京都人事院勧告に基づき改定するもので、資料の新旧対照表をごらんいただきたいと存じます。下線の部分が改正箇所となりますが、現行の第3条第3項では、期末手当の額は給与の月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の190、12月に支給する場合においては100分の205を乗じて得た額とするものとあるものを、6月に支給する場合においては100分の202.5、12月に支給する場合においては100分の217.5とし、年間の支給割合を3.95

カ月から4.2カ月とし、年間支給月数を0.25カ月の増額の改定を行うものでございます。

また、附則5といたしまして、平成26年12月期の期末手当の支給に限り、第3条第3項の規定の適用については、同項中100分の217.5とあるのは、100分の230とすると支給割合の特例を追加しております。これは、既に6月に期末手当を支給しておりますことから、12月に支給する期末手当は6月の支給割合を合算して支給することとなるため、100分の230とするものでございます。

説明は以上でございますが、この議案は11月28日に臨時議会が開催され、上程されるものでございます。原案のとおり御同意くださるようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

委 員 長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第42号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長

御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第4、議案第43号、平成26年度福生市一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶 務 課 長

日程第4、議案第43号、平成26年度福生市一般会計補正予算（第3号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について、その提案理由並びに内容につきまして御説明させていただきます。

提案理由でございますが、議案第42号と同様でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

補正予算の内容につきまして御説明させていただきます。第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるとしておりまして、第1表の歳出につきましては、款の議会費から教育費で増額または減額し

ておりますが、10款予備費で調整し、補正額はゼロとしております。

この全体の補正予算の内容でございますが、東京都人事委員会は東京都の公務員給与に対し勧告を行い、民間の給与が平均で521円、0.1%上回っておりますことから、平均で0.13%プラスの改定を勧告しております。また、期末勤勉手当の支給月数につきましても、民間の支給割合が東京都公務員の支給割合を上回っていることから、年間の支給割合を現行の3.95カ月から4.2カ月に引き上げるよう勧告しております。

福生市の給与、手当につきましては、東京都を基本としておりますことから、東京都に準拠した給与改定を行うもので、この改定は、市長部局で所管をしております福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と、福生市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例と、先ほど議案第42号で意見聴取がございました福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例によりまして、職員人件費の補正予算を行うものでございます。

この補正額でございますが、給与改定及び期末勤勉手当の支給割合の改定分と、また当初予算で計上しております職員人件費は予算編成時に在籍しておりました職員で積算をしておりますので、4月の人事異動により、職員の人件費の増減額分と合わせての補正額となっております。教育費全体で78人分865万4,000円の増額となります。

説明は以上でございますが、こちら11月28日の臨時議会に上程される議案となります。原案どおり御同意くださるようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

委員長

内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第43号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長

御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第5、議案第44号、平成26年度福生市一般会計補正予算(第4号)の原案中教育に関する部分に対する意見聴取についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 日程第5、議案第44号、平成26年度福生市一般会計補正予算（第4号）の原案中教育に関する部分に対する意見聴取について御説明いたします。

提案理由ですが、先ほどと同様に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から別紙のとおり意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ684万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ230億9,109万1,000円と定め、また第2条では債務負担行為の追加を行うものでございます。

教育に係る補正でございますが、第2表、債務負担行為の表をごらんください。これまでは、平常時に学校給食センターとして使用します施設を災害時対応施設の名称としておりましたが、防災食育センターと名称を改めておまして、この防災食育センター整備工事実施設計委託でございます。全体の整備計画で変更が生じたため、時期を前倒しし、平成27年2月から平成27年10月までの間に実施設計を行う必要がございますことから債務負担行為の追加補正を行うものでございまして、限度額は4,652万8,000円でございます。

なお、今年度では設計委託料の支出はございませんが、平成27年度予算で支出することとなります。

説明は以上でございますが、こちらは12月議会に議案として上程されるものでございます。原案のとおり御同意くださいますようお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第44号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第6、報告第36号、災害時対応施設整備事業の進捗状況についてを議題といたします。

参事より内容説明をお願いいたします。

参事兼学校給食課長 日程第6、報告第36号、災害時対応施設整備事業の進捗状況について報告いたします。

なお、現在は基本設計中であり、中間報告という位置づけになりますので、よろしくお願い申し上げます。また、本件につきましては、12月議会の総務文教委員会協議会並びに全員協議会にも報告する内容でございます。

最初に、件名、工程表を御確認いただき、設計内容等について御説明いたします。

まず、災害時対応施設整備事業における件名についてですが、今後は防衛省の補助事業名である防災食育センターに統一してまいります。

予算書等の表記についても、平成27年度以降は従前の福東地域災害時対応施設整備事業費から防災食育センター整備事業費と改めます。ただし、防衛省との土地使用許可関係事務、東京都との用途区域変更等にかかわる事務、昭島市との境界変更事務等、一部の関係機関との協議の中において災害時対応施設の名称を残す必要がございますので、その際は防災食育センター（災害時対応施設）の名称を使用することといたします。

また、教育振興基本計画と教育委員会関連資料については、新学校給食センター建設（災害時対応防災食育センター・災害時対応施設整備事業）といたします。なお、施設の設置条例上の名称につきましては別途検討してまいります。

次に、工程表をごらんください。12月時点における各業務の進捗状況を記載しております。赤が完了した業務、黄色が進行中の業務となっております。上段の用途地域等変更業務、境界変更業務についてはおおむねスケジュールどおり進んでおります。

計画・設計・工事等の欄をごらんください。現在行っている基本設計業務が1月末に終了いたしますので、2月から実施設計業務に着手する予定となっております。防衛省の補助対象となる実施設計業務については、12月議会に限度額4,652万8,000円の債務負担行為補正予算案を上程する予定でございます。期間につきましては、平成27年2月から同年10月までの9カ月間を見込んでおるところでございます。

学校受入れ準備等についてですが、防衛9条の基金を活用し、第二中学校の実施設計業務委託に着手いたします。

次に、施設外観図でございます。初めに、平常時における施設外観図になります。手前が管理棟、奥が調理場になります。建物の色調はブラウンを基調とし、緑の多い周辺環境と調和を図っております。また、昭島市側の堀向通りに面する形で2カ所の門を設置いたします。右側の門が正門で、一般車両及び食材搬入車両が通行いたします。左側の門は、給食配送車が

通行いたします。

なお、事務棟の屋上に設置してある太陽光パネルですが、先に米軍に対しまして設置の可否について照会したところ、滑走路下にあるため設置を推奨しないとの回答がございました。しかしながら、環境面での配慮等を考慮し、設置についてはなお検討してまいりたいと考えております。

次に、災害時を想定した外観図になります。災害時には、管理棟入口前及び右上の駐車場スペースに仮設テント、仮設トイレを設置するとともに、自衛隊の物資搬入車両が入ります。

続いて、建物配置図になります。太い赤線で囲んだ部分が敷地になります。昭島市との境界変更部分を反映しております。また、左下に記載してございます敷地面積ですが、測量を行った結果、当初の1万780平米から9,859.25平米と、約920平米ほど減少しております。建物等の配置ですが、敷地東側に32台の駐車スペース、中央に本体の建物、西側に車庫棟及び受水槽などの大型機械設備を配置しております。特に北側の福東通りについては、車庫棟の規模や位置の関係で、東京都から幅員を6メートルにするようにとの指導を受けておりますので、既存の4メートルの幅員を2メートル拡張し、全体で6メートルになるように設計しております。

続いて、1階の平面図になります。床面積は3,140平米で、上から食物アレルギー対応調理場、通常食の調理場、管理棟の配置になります。入口は、一般職員及び外来用と調理員用の二手に分かれておまして、管理棟内の事務室、研修室等は全て土足となります。また、食物アレルギー対応調理場は完全に独立しており、北側から入る形になっております。

次に、調理員の動線図になります。色分けでございますが、緑色の部分が調理員の従事エリア、桃色の部分が前室エリア、黄色の部分が食材の下処理や洗浄前の食器等を扱う汚染エリア、水色の部分が調理を行う非汚染エリアになります。衛生管理を徹底した配置としており、特に非汚染エリアに入る前には、前室に設けられたエアーシャワーを通らなければなりません。その他の動線については、後ほど御確認をいただきたいと思っております。

次に、2階の平面図になります。床面積は980平米で、中央のL字型の通路が見学ホールになります。右側が調理風景、左側が洗浄風景を見学できる設計となっております。管理棟の2階の部分は、左側が調理員の休憩室、食堂となっております、右側が食育展示ホール、防災用の備蓄庫となっております。

次ページは、管理棟側から見た立面図になります。建物の高さが12.9メ

ートルとなります。

続いて、建物断面図です。地下部分は配管スペースになります。また、1階部分は配送車両からコンテナ等の積みおろしを想定しているため、地上から約1メートルの高さになっております。

それから、調理場の特徴をまとめてございます。防災面での特徴は、ガス式の炊飯設備と回転釜の設置です。災害時に全てのインフラが遮断された場合も、LPガスを使用して災害発生3日目以降、3日間の約4万5,000食のおにぎりとお汁物の提供が可能となっております。また、それに必要なお米、乾燥具材、受水槽の水を常にストックいたします。

次に、給食センターとしての特徴ですが、右側の食物アレルギー対応食専用調理場、手づくり給食を实践できる一次加熱室の設置、生野菜の提供が可能な設備でございます。全て学校給食センターとしては先進的な設備となります。

最後に、基本設計からの変更点についてまとめてございます。大きな変更点は、アレルギー調理場を本体調理場から独立させた点、管理棟の構造種別を鉄筋コンクリート造から鉄骨造へ変更した点でございます。

特に構造変更については、現在詳細なコスト比較を行っているところであり、検討中という状況でございます。当初は、事務棟と調理棟を別の構造でつなげておりましたが、2次製品等の活用で、基本的には鉄骨造のみで、真ん中の鉄筋造をつくるところにプレキャストを使えるのではないかという検討がありました。全て鉄骨造にしたほうがさらに強固な建物になりますので、今その方向で検討しているのですが、プレキャストの部材が大変少なく、単価的に高くなる可能性がありますので、その部分の検討をしていくという状況でございます。

設備面の変更でございますが、大きな変更点を申しますと、マイクロコージェネ用の予備燃料をCNG圧縮天然ガスからプロパンガスに変更した点でございます。マイクロコージェネガスは、電気を生み出す設備ですが、基本計画の段階においては都市ガスのかわりにCNGのみ代用可能としておりましたが、現在では技術の改善により、汎用性の高いLPガスでも代用が可能となったため、計画を変更いたしました。

もう少しこの部分を報告いたします。太陽光パネルの設置位置を屋根から陸屋根に変更すると書いてありますが、これは削除させていただきます。先ほど言いました米軍との協議の関係で、検討が残っているという表記に変えさせていただきます。

それと、実は災害時はマイクロコージェネで全部電源を行うはずだったのですが、消防設備がマイクロコージェネを認定品として認めていません。スプリンクラーの稼働、それから消火設備のポンプ、災害時にその非常電源についてはマイクロコージェネを認定しておりませんので、その部分だけは発電機で対応させていただく変更がございます。あとは、コスト比較ということで、軽微な変更でございます。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

渡辺委員 今後、建設にかかわる職人が少なくなることが予想されるので、スケジュールの管理がしっかりできればと思っています。

参事兼学校給食課長 御案内のとおり、当初、平成29年4月の給食開始を補助金の関係で29年9月からに変更したということで、そこで5カ月ほど工期が延びたということがございます。ただ、それでも基本的にはかなり厳しいスケジュールになるということで、今、渡辺委員から御指摘いただいたように、材料、それから人工の部分については大変不足をしている状況でございます。現在の工事発注状況においても、不調などがございます。ただ、今の段階で予測はできておりますが、対応する方法がございませんので、とりあえず今回、前倒しで実施設計を行うのも、そこを想定してございまして、できるだけ早く工事を発注すれば、物価の高騰も含めまして、工事費の削減にもつながることもありますので、早く準備して、早く工事を発注するというところに視点を置いて努力してまいります。

あとは、情勢でございますので、どうしても手が打てないような結果が出てくるかもしれませんが、今できることは極力進めていきたいと考えております。

以上でございます。

渡辺委員 わかりました。

委員長 そのようなことも予想されての計画をしてくださっているということで、本当に具体的になってきて、私たちも期待しているところです。

ほかにもございますか。よろしいですか。

それでは、ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第36号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員 長 御異議なしと認めます。

よって、報告第36号は報告のとおり承認することといたします。

委員 長 次に、日程第8、協議事項4、福生市教育振興基本計画（案）についてを議題といたします。

庶務課長より内容説明をお願いします。

庶務課長 日程第8、協議事項4、福生市教育振興基本計画（案）について御説明いたします。

平成22年3月に策定いたしました福生市教育振興基本計画は、目標期間を平成22年度から平成26年度の前期5年間と、平成27年度から平成31年度までの後期5年間の10年間としておりますが、ここで前期5年が終了いたしますことから、平成27年度から平成31年度の後期5年間についての計画の見直しを行うもので、国及び東京都が策定しております教育振興基本計画を参考にするとともに、前期5年間の取組の検証、社会状況の変化や新たな課題に対応するため改定をするものです。

また、計画書の掲載内容を見直し、国及び東京都の計画、教育を取り巻く状況と今後予想される社会の変化、後期5年間で取り組む施策では、今後5年間の主な取組、巻末には参考資料を追加いたしました。

大きく変更いたしました箇所を御説明いたします。国及び東京都の計画、教育を取り巻く状況と今後予想される社会の変化のうち、国及び東京都の計画では、国と東京都の計画の状況について触れております。また、2の教育を取り巻く状況と今後予想される社会の変化では、まず学校教育に係る5年間の総括として、ふっさっ子未来会議で検討を行ってまいりましたことを記載し、次の学校教育では児童を取り巻く社会の状況や学校施設の状況について記載しております。

生涯学習といたしましては、生涯学習に係る社会の状況や福生市における状況を記載しております。

教育分野の定住化施策といたしましては、人口減少に歯どめをかけるため、福生市での定住化施策の取組についての記載と、教育委員会制度といたしまして地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月から施行されますことを記載しております。

続きまして、施策の体系でございますが、推進事業につきまして変更をしております。基本方針が生涯学習社会の推進及び生涯学習を支える人材の育成としておりますが、前期計画では連携、協力のコーディネーターの育成としておりました。

また、基本方針4、地域の教育力の向上では、前期計画では3つの推進事業がございましたが、内容をほかの推進事業と統合し、2つの推進事業として、そのうち2の家庭、地域の教育力の向上につきましては、地域という文言を追加しております。

次に、推進事業の内容につきまして、変更箇所がございますが、基本方針1の推進事業2、確かな学力の定着では、カ学校図書館の充実を追加しております。

次の推進事業3、社会的自立や国際性を備えた人間育成では、イ英語教育の推進を追加しております。基本方針2の推進事業1、地域に根づいた魅力ある学校づくりの推進のアを開かれた学校経営の推進から信頼される学校経営の推進に、また推進事業2、教職員の資質・能力の向上では、推進事業の内容全体を変更し、ア若手教員の人材育成、イ現職教員の資質・能力の向上、ウ優秀な管理職等の確保と育成、また推進事業3、教育環境の整備充実では、エ防災食育センター（災害時対応施設）整備事業の推進を追加しております。

基本方針3の推進事業1、あらゆる機会、場所で自ら学び、社会参加と健康づくりができる環境の整備・充実では、3つの推進事業の内容としてございましたが、内容を分け、また5の社会教育に従事する職員の資質・能力の向上と、カ施設の老朽化対策等を追加し、3つの推進事業の内容としております。

基本方針4、推進事業1では、2つの推進事業の内容にウ子どもの安全確保対策の促進、地域とともにある学校づくりの促進、オ子どもの読書活動の充実を追加しております。

推進事業の2、家庭、地域の教育力の向上では、推進事業の内容を見直し、ア保護者の教育参加の促進、イ家庭教育を担う保護者等への支援の充実に変更しております。

それから、施策の体系に基づき、推進事業ごとに、まず1といたしまして現状と課題についてを記載し、2といたしまして推進事業の内容を記載しております。また、推進事業ごとに今後の主な取組として、事業の内容と取組の年度を矢印で示しております。

参考資料といたしまして、人口や児童生徒の数、また学力調査による正答率、施設の利用者数など参考となります数値を表にして掲載をしております。大変雑駁でございますが、以上が計画内容の変更箇所の説明でございます。

また、この計画案につきましては、12月市議会で御説明をし、1月にはこの案を公表し、1月9日から21日の間で市民の方から意見をいただき、その意見を反映してまいりたいと存じます。

また、その市民からの御意見とその内容につきましては、1月の教育委員会で御協議いただきたいと存じます。その後、最終的に全体をまとめまして、2月の教育委員会定例会で議案として付議し、御決定をいただきたいと存じます。

なお、この計画案の内容で、細かな表現や言い回しなどは再度精査してまいりたいと存じますが、内容的なところにつきまして御意見がございましたらお願いいたします。

説明は以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。

質疑がありましたらお願いいたします。

徳永委員 確認ですけれども、まだよろしいのですか、今の意見がありましたらという話でしたけれども、これまでの協議会でやってきたような、そういうレベルの意見でも構わないのでしょうか。

委員長 お気づきの点がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

徳永委員 そうですか。では、それを確認した上で。

とても見やすくなり、その点はよかったと思っています。それで、なお感じたことなのですが、まず1ページですが、この文書の中に、全体の参照性を深める意味で、例えば冒頭のパラグラフのところ、平成22年3月に基本計画を策定しましたといたら、これは何ページに後述しているということ、ここでも示しておいたほうがいいのではないのでしょうか。

それから、この計画策定の経緯ということは、5年前のことなのだけでも、2は後期計画作成ということで、これからの5年間ということを示したほうがよいのではないか。これに関しても、何ページ以降に後述するというのを最後のところに示しておいたほうがよいと思いました。

それから、後期5年の施策の体系ということで、13ページのこのリードの部分で、やはり変更点を示すということがここにもあったほうがよいと思います。

それから、17ページで、基本方針別に現状と課題と推進事業の内容について以下に示すというようなリード文が、短くていいので頭にあったほうがおさまりはよいと思います。

それから、46ページの表は、学力調査における正答率がいつのものかと

というのがわからない。総括で大きな前進としてこれを捉えているわけだから、正答率もこの文章にあるように、前との比較があったほうがよいと思います。

それから、資料と本文との関係で、例えばプチギャラリーの利用状況というのは、この表で見ると明らかに大きく減っているのです。そのことについてのコメントはどこにもなかったと思うのですが。

それから、6番のふっさっ子の広場の参加児童数も、実数だけだと児童の減少との関係がわからないので、パーセンテージもあったほうが、その利用率、例えば第四小学校などは児童数の減少がこの利用者の減少に出ていると思うのだけれども、そのあたりをパーセント等で示さないと、このままの数字を読むと、なぜこんな減っているのだろうという印象を受けてしまいます。

同じように8番、市民会館、公民館の利用もそうなのですが、これも公民館が大きく前進していることについてのコメントが本文中にはなかったように思うのですけれども、やはり成果につながるころというのは、総括の中にきちんと触れておいたほうがよいのではないかと思います。

それから、35ページの、オリンピックのことを強調することでいうと、市民の健康増進支援と生涯学習スポーツの推進の中にオリンピックのことが後ろに入っていると、少し弱い印象を持ちました。

それから、38ページの(1)現状と課題の中で、ふっさっ子の広場の登録率は依然高い登録率があるということと、さきほど言った表との関係です。率で示していただきたいです。

以上です。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

細かい表現は、また後ほどでもよろしいわけですね。

庶務課長 今いただきました御意見を事務局で検討いたしまして、反映させていけるように修正してまいりたいと思います。

また、こちらにつきましては、修正したものを委員さんに改めてお渡ししまして、御確認いただきたいと思います。それを庁内での意思決定の場である庁議での説明等に使用させていただきたいと思います。

以上でございます。

教育長 あくまで修正後期ということで、基本的なことについては、5年前にこの計画が策定されております。したがって、その書き方等の問題について、今実践している施策等の位置づけとの関連性等がわかりやすいよう

に、理論構築をしてきたという部分がございます。計画そのものの構成については、やはり5年前、抜本的にというところまで行き切れない部分があり、御指摘のことについては検討させていただきますが、その5年前はどうであったかということなど、他市の自治体の計画等も参考にしながら、どのように構成すべきかについては、事務局のほうにお任せいただきたいという部分がございます。よろしく願いいたします。

渡辺委員 内容的には非常に見やすくなったと思います。

計画書はどんな紙の質となりますか。

庶務課長 外部に印刷製本をお願いしようと考えておりまして、予算は確保しておりますが、流用等で対応し、できる範囲でカラー印刷にするなど、しっかりした用紙で製本してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長 写真を入れようかなと思っています。

委員長 ほかにございませんか。

それでは、今、徳永委員からも御意見をいただきましたけれども、徳永委員の御意見を検討していただき、あとは事務局で修正していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、協議事項4は、一部事務局で検討、また修正いただきまして、決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 それでは、御異議なしと認めます。

よって、協議事項4は、原案の一部修正をもちまして決定することいたします。

次に、その他報告事項について説明願います。

1番目の第6回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート2015(案)についてお願いいたします。

指導主事 それでは、第6回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート2015について御報告いたします。

今年度実施いたします第6回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート2015の概要が決定いたしましたので御報告いたします。既に第6回児童・生徒による音楽のまちづくりコンサート2015第1回運営委員会を実施し、各出演団体の代表の方々と今年度の実施に向けた取組を始めたところでございます。また、プログラムにつきましては、オープニングセレモニ

一として出演者と会場の方々により福生市の歌を斉唱いたす予定でございます。演奏内容等の詳細が決定いたしましたところで再度御案内をさせていただきます。

以上で報告とさせていただきます。

委員長 毎年続けてやっておりますけれども、やはり子どもたちが頑張っている姿をぜひ市民の方に見ていただきたいという思いがあります。市民の方へのPRにも力を入れていけばいいと思っておりますし、最近はメールでも市の行事などが配信されてきますので、そのようなものを利用したりとか、市民の方にぜひ子どもたちの頑張っている姿を見ていただくようにやっていきたいと思っておりますので、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、その他報告事項の2です。平成26年度社会教育施設の年末年始の休業について、お願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、その他報告事項2、平成26年度社会教育施設の年末年始の休業について御説明いたします。

平成26年度社会教育施設の年末年始の休業期間は、平成26年12月29日月曜日から平成27年1月3日土曜日までの6日間になります。仕事納めは全て12月28日日曜日になります。時間につきましては、各施設ともそれぞれの閉館時間及び閉所時間が終了時間となっております。わかたけ図書館とわかたけ会館は、改良工事のため平成27年3月31日まで休館となっております。

図書館は年末年始の休業に対して、12月16日から12月28日まで、貸し出し期間2週間を3週間にいたしまして、特別貸し出しを行います。

仕事始めにつきましては、全施設とも1月4日から平常どおりの業務になります。

また、市全体の業務の年末年始の休業につきましては、12月15日発行の広報ふっさ及び市のホームページにてお知らせする予定となっております。

以上報告とさせていただきます。

委員長 ほかにその他報告はありませんか。

委員の皆さんから何かありませんか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

ここで、先ほど日程についてお諮りいたしました日程第7、報告第37号、福生市立学校教育管理職の人事異動方針についてを公開しない会議といたしましたので、これからは公開しない会議となります。関係者以外の方は

御退席をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

(休 憩)

午前11時06分 閉会